

入札保証金について

納付期限までに高知県の公金口座への振込みにより納付してください。

また、振込みをされた場合は高知県庁総務部管財課財産管理担当までご連絡をお願いします。

1 振込方法

- (1) 所定の納付書を郵送しますので、高知県庁総務部管財課財産管理担当までご連絡をお願いします。
- (2) 納付書が到着後、納付期限までに納付してください。

2 納付期間

令和8年3月26日（木）から同年4月9日（木）まで

3 納付金額

入札しようとする金額の100分の5以上（1円未満は切上げ）の額を納付してください。

4 入札保証金の還付

- (1) 落札者以外の方には、入札終了後2週間以内に、入札受付時に提出していただいた「入札保証金提出書」に指定された口座への振込により還付します。
- (2) 入札保証金の納付後、入札をしない場合にも、入札保証金の還付時期は入札終了後となります。
- (3) 落札者が納付した入札保証金は、保険加入申込後2週間以内に、入札受付時に提出していただいた「入札保証金提出書」に指定された口座への振込により還付します。
- (4) 落札者が納付した入札保証金は、申し出により、契約保証金に充当できます。
- (5) 還付する入札保証金に利子は付きません。

《連絡先》

高知県庁総務部管財課財産管理担当

電話番号：088-823-9323